

建設防災委員会会議録

平成30年3月14日(水)
氷見市庁舎委員会室
開会 午後1時00分
閉会 午後2時40分

1 案件 平成30年3月定例会において建設防災委員会に付託されたもの

2 出席委員 5名

積良委員長、萬谷副委員長、稻積委員、竹岸委員、椿原委員

3 委員外議員 嶋田議長、萩山副議長、越田議員、濱井議員、正保議員、松原議員、上坊寺議員、
山本議員、阿字野議員、谷口議員

4 職務のため出席した事務局職員 坂本事務局長、横田主査

5 説明のため出席した者の職、氏名

林市長、前辻副市長、藤澤市長政策・都市経営戦略部長、高橋総務部長、荻野防災・危機管理監、
表建設農林水産部長、川崎消防長、小野地域防災室長、大野建設課長、宮下上下水道課長、茶木
農林畜産課長、串田水産振興課長、野村農業委員会事務局長、正保警防課長、横山予防課長
そのほか関係職員

6 傍聴人 4人

7 付託議案 別紙付託案件表のとおり

8 経過及び結果

- ・積良委員長が開会を宣告し、市長挨拶の後、議事を進行した。
- ・当局の説明を受け質疑応答を行った結果、いずれの案件も全会一致をもって原案を可決または承認することに決した（主な質疑応答は別紙のとおり）。
- ・委員会報告は正副委員長に一任され、特筆事項は無しとした。
- ・本委員会の所管事項について、閉会中も継続して調査する必要があるため、会議規則第111条の規定により、委員長から議長に継続審査を申し出ることとした。
- ・平成30年度の行政視察については、5月14日から16日までの3日間で実施すること、市道認定（現地調査）の委員会を5月28日に開催することとした。

氷見市議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

平成30年3月14日

氷見市議会建設防災委員長

積良

平成30年3月建設防災委員会付託案件表

平成30年3月14日（水）午後1時

氷見市庁舎A棟2階委員会室

◎ 消防本部

- | | | |
|---------|--|---------|
| ・議案第1号 | 平成30年度氷見市一般会計予算中
消防本部所管に係る事項 | 予算書150 |
| ・議案第9号 | 平成29年度氷見市一般会計補正予算（第8号）中
消防本部所管に係る事項 | 説明書A-26 |
| ・議案第29号 | 氷見市手数料徴収条例の一部改正について | 議案書J-24 |

◎ 地域防災室

- | | | |
|--------|----------------------------------|-------|
| ・議案第1号 | 平成30年度氷見市一般会計予算中
地域防災室所管に係る事項 | 予算書86 |
|--------|----------------------------------|-------|

◎ 上下水道課

- | | | |
|---------|---|---------|
| ・議案第1号 | 平成30年度氷見市一般会計予算中
上下水道課所管に係る事項 | 予算書114 |
| ・議案第2号 | 平成30年度氷見市水道事業会計予算 | 予算書特1 |
| ・議案第6号 | 平成30年度氷見市下水道特別会計予算 | 予算書特129 |
| ・議案第9号 | 平成29年度氷見市一般会計補正予算（第8号）中
上下水道課所管に係る事項 | 説明書A-18 |
| ・議案第10号 | 平成29年度氷見市水道事業会計補正予算（第4号） | 説明書B-1 |
| ・議案第14号 | 平成29年度氷見市下水道特別会計補正予算（第4号） | 説明書F-1 |

◎ 建設課

- | | | |
|---------|---------------------------------------|---------|
| ・議案第1号 | 平成30年度氷見市一般会計予算中
建設課所管に係る事項 | 予算書92 |
| ・議案第9号 | 平成29年度氷見市一般会計補正予算（第8号）中
建設課所管に係る事項 | 説明書A-22 |
| ・議案第26号 | 氷見市道路占用料条例の一部改正について | 議案書J-19 |
| ・議案第27号 | 氷見市転勤者用住宅条例の一部改正について | 議案書J-21 |
| ・報告第1号 | 地方自治法第179条による専決処分について | 議案書K-1 |

【裏面へ続く】

◎ 農林畜産課	
・議案第1号	平成30年度氷見市一般会計予算中 農林畜産課所管に係る事項……………予算書122
・議案第9号	平成29年度氷見市一般会計補正予算（第8号）中 農林畜産課所管に係る事項……………説明書A-20
◎ 水産振興課	
・議案第1号	平成30年度氷見市一般会計予算中 水産振興課所管に係る事項……………予算書128
・議案第9号	平成29年度氷見市一般会計補正予算（第8号）中 水産振興課所管に係る事項……………説明書A-32
◎ 農業委員会事務局	
・議案第1号	平成30年度氷見市一般会計予算中 農業委員会事務局所管に係る事項……………予算書122

(注) 一般会計における繰出金、人件費、財源補正及び節区分補正に係る説明は不要です。

主な質疑応答

消防本部	
椿原委員	消防機関における職員定数の1人増について。平成30年4月からの消防機関における職員定数の1人増について、2月の委員会で説明がなかったのはなぜか。
川崎消防長	2月の委員会で説明がなかったことについては、大変申し訳ございませんでした。救急出動等の機会が増えていることから1名増を行いたい。
椿原委員	1名増はどのような事情によるものか。詳細な説明をお願いしたい。
川崎消防長	救急出動等の機会が増えしており、救急車が同時に2台出動する場合の体制確保のため1名増が必要になる。
椿原委員	当分の間は、1名増の56人体制で対応可能か。
川崎消防長	広域化等により必要であれば、増員をお願いしたいと考えている。
椿原委員	今後、職員定数の改正を行う場合は、事前に説明するようお願いしたい。
川崎消防長	今後は、事前に説明するようにしたい。
椿原委員	<案件外質問>ゴルフによる賭博並びに飲酒運転の実態について 先日の新聞報道により、ゴルフによる賭博の事実が発覚したが、合わせて記述のあった飲酒運転の実態はどうか。
川崎消防長	飲酒運転はない。
椿原委員	第三者を含む委員会の報告及び職員の処分について、どのような形で議会に説明する予定か。
高橋総務部長	第三者を含む委員会の報告については、総務まちづくり委員会で説明をし、職員の処分については、懲戒処分の審査委員会において検討する。
萬谷委員	<案件外質問>火災報知機の交換時期について 火災報知機の交換の目安は概ね10年であるが、どのような対応を考えているか。
横山予防課長	広報ひみ、ホームページを通じて取り替え、点検をお願いしている。今年は、上田地区を対象にした一般家庭における防火診断の際に指導を行う。また、無作為に抽出した市内50件を対象に設置調査を行う。

地域防災室 椿原委員	防災士について。防災士は各地区に何人配置する予定か。また、どのような指導をしていくのか。
荻野防災・危機管理監 椿原委員	防災指導員は、各地区に1名配置している。現在、防災士は40数名おり今後4年間で100名増やし、各地区の自主防災会においてリーダー性を発揮してもらうことを期待している。 防災士の配置については、どのように考えているか。
荻野防災・危機管理監 椿原委員	今後、各自主防災会に数名いる状態にしたいと考えている。合わせて、女性の防災士の育成も行っていきたい。
荻野防災・危機管理監 椿原委員	災害の状況に応じた避難所の使用形態を考えることはできないか。
上下水道課 宮下課長	まずは、地元の公民館等を利用した緊急避難所に避難をし、状況に応じて小学校等を利用した指定避難所に避難することを想定している。ただし、耐震化が十分でない施設もあるため事前の確認をお願いしたい。
建設課 萬谷委員	耐震化の有無に関わらず、避難所の位置づけを明確にすることはできないか。
大野課長	耐震化が行われていない施設については、財源等を考慮しながら整備ていきたいと考えている。
萬谷委員	<案件外報告>氷見市上泉地内における水道管漏水事故について
大野課長	除雪について。除雪を行うオペレーターからの意見、苦情等はなかったか。
椿原委員	直接、聞いてはいない。 人員体制及び担当地区等の見直しについて、オペレーターから意見を聞いてみてはどうか。
椿原委員	毎年、オペレーターを対象にした説明会を実施しており、その中で意見等を聞いている。
	転勤者用住宅について。7月の豪雨により被災した大浦市営住宅の入居者のうち、転勤者用住宅には何世帯、入居する予定か。

大野課長	意向調査の結果、大浦に残りたい方3名、大野市営住宅に移りたい方2名、その他2名、未回答1名である。大浦市営住宅において、使用できるのは2部屋のみのため、特例として転勤者用住宅を使用できるようにしたい。
椿原委員	大浦市営住宅の今後の対応について検討しているか。
表建設農林水産部長	氷見市公共施設再編計画の中で市営住宅については、新たな施設整備は行わない方針であり、必要があれば民間活力を活用するよう整理している。
農林畜産課 椿原委員	機構集積協力金交付事業について。機構集積協力金交付事業の補助金189万6千円は、どれだけの面積に対するものか。また、どれだけの農地の借り受けが中間管理機構に出されているか。
茶木課長	補助金は面積2,039アールに対するもので、その他、詳細については後ほど資料を提出する。
椿原委員	担い手確保・経営強化支援事業について。担い手確保・経営強化支援事業の補助対象機種である乾燥機は、何に使うものか。
茶木課長	米の乾燥機として使用する。
椿原委員	補助対象者は、カントリーの制約を受けないのか。
高野課長補佐	カントリーは利用せず、目前の施設を使用するための補助になる。
椿原委員	カントリーエレベーターに搬入する拘束を受けない地区なのか。
高野課長補佐	拘束を受けない地区での栽培であると理解している。